

交通企画課

公安委員会の権限に属する事務			決裁・専決区分				
			決裁	専決			
根拠法令	条項号	事務の内容	公安委員会	本部長	部長	課長等	署長
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第15条の3第1項	遠隔操作による通行の届出の受理				○	○
	第15条の5第1項	報告、資料の提出要求、立入検査				○	○
	第15条の6	使用者に対する指示				○	
	第57条第2項	軽車両の乗車人員又は積載重量等の制限の定め	○				
	第71条第6号	運転者の遵守事項についての定め	○				
	第74条の3第5項	安全運転管理者等の選任及び解任の届出の受理				○	○
	第74条の3第6項	安全運転管理者等の解任の命令	○				
	第74条の3第8項	自動車の使用者に対する是正措置命令				○	
	第75条の2の2第1項	安全運転管理者に対する必要な報告及び資料の提出要求				○	
	第75条の12第1項	特定自動運行の許可				○	
	第75条の12第2項	許可申請書の受理				○	
	第75条の13第2項	道路管理者等への意見聴取				○	
	第75条の15第2項	許可条件の変更等				○	
	第75条の16第1項	特定自動運行計画の変更許可申請の受理				○	
		特定自動運行計画の変更許可				○	

第75条の16第3項	特定自動運行計画の軽微な変更届出の受理				○	
第75条の17	許可の公示				○	
第75条の25第1項	報告, 資料提出要求, 立入検査				○	
第75条の25第4項	官庁等への照会, 協力依頼				○	
第75条の26第1項	特定自動運行実施者に対する指示				○	
第75条の26第2項	特定自動運行実施者に対する指示に係る監督行政庁の意見聴取				○	
第75条の27第1項	許可の取消又は効力の停止	○				
第75条の27において準用する第75条の26第2項	許可の取消又は効力の停止に係る監督行政庁の意見聴取				○	
第75条の27第3項	許可の取消の公示				○	
第75条の28第3項	仮停止の報告の受理				○	
第75条の29	許可の取消し等の国家公安委員会報告				○	
第76条第4項第7号	道路における禁止行為の定め	○				
第108条の2第1項第1号	安全運転管理者等講習の実施				○	
第108条の2第3項	講習の委託				○	
第108条の3の5第1項	特定小型原動機付自転車運転者講習の受講の命令				○	
第108条の3の5第2項	自転車運転者講習の受講の命令				○	
第108条の3の6	特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令等の報告及び当該報告に係る通報の受理				○	
第108条の26第1項	民間の組織活動等の促進を図るための情報提供等の必				○	○

		要な措置					
	第108条の26第2項	地方公共団体の交通安全対策の的確かつ円滑な実施のための情報提供等の必要な措置				○	○
	第108条の29第1項	地域交通安全活動推進委員の委嘱		○			
	第108条の29第5項	地域交通安全活動推進委員の解嘱	○				
	第108条の30第1項	地域交通安全活動推進委員協議会の組織の地域の定め	○				
	第108条の30第3項	地域交通安全活動推進委員協議会の意見申出の受理				○	○
	第108条の31第1項	県交通安全活動推進センター（以下「県センター」という。）の指定	○				
	第108条の31第3項	県センターに対する改善措置の命令			○		
	第108条の31第4項	県センターの指定の取消し	○				
道路交通法施行令 (昭和35年政令第270号)	第13条第1項	緊急自動車の指定				○	
	第13条第1項	緊急自動車の届出の確認					○
	第14条の2第1号	道路維持作業用自動車の届出の確認					○
	第14条の2第2号	道路維持作業用自動車の指定				○	
	第18条第1項第5号	軽車両の灯火の定め	○				
道路交通法施行規則 (昭和35年総理府令第60号)	第9条の9第1項第2号	運転管理に関する教習の実施				○	
		安全運転管理者の資格の認定				○	
	第9条の9第2項第2号	副安全運転管理者の資格の認定				○	
	第9条の19第1項	許可証の交付				○	
	第9条の19第2項	許可証の再交付申請の受理及び再交付				○	

	第9条の23第3項	変更に係る許可証の返納の受理				○	
		変更に係る許可証の交付				○	
	第9条の25第3項	許可証の書換え				○	
	第9条の38第1項、第3項	許可証の返納の受理				○	
	第9条の38第4項	許可証の返納の公示				○	
	第38条の3	講習委託機関の認定基準の定め	○				
		講習委託機関の認定				○	
安全運転管理者等に対する講習の実施に関する規則（昭和47年鹿児島県公安委員会規則第18号）	第12条	講習の実施に必要な内規等の報告の受理				○	
	第13条	講習結果報告書等の報告の受理				○	
鹿児島県道路交通法施行細則（昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号）	第14条第1項	安全運転管理者証の交付				○	
	第14条第2項	副安全運転管理者証の交付				○	
	第15条	安全運転管理に係る変更届出の受理				○	○
	第16条第1項	教習申請書の受理				○	○
	第16条第2項	教習修了証書の交付				○	
	第17条第1項	資格認定申請書の受理				○	○
	第17条第2項	資格認定書の交付				○	
	第22条第1項	緊急自動車等の指定申請書の受理				○	
	第22条第2項	緊急自動車等の指定証の交付				○	
	第23条第1項	緊急自動車等の届出書の受理					○
	第23条第2項	緊急自動車等の届出確認証の交付					○
	第24条第2項	指定証等の再交付申請書の受理及び再交付				○	○
	第24条第3項	指定証等の記載事項変更届出書の受理				○	○

	第24条第4項	返納された指定証等の受理				○	○
地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則 (平成2年国家公安委員会規則第7号)	第1条第2項	地域交通安全活動推進委員の住民への周知				○	○
	第8条第1項	地域交通安全活動推進委員に対する講習の実施				○	○
	第8条第2項	地域交通安全活動推進委員に対する講習の委託	○				
	第9条	地域交通安全活動推進委員に対する指導				○	○
	第10条	地域交通安全活動推進委員の解嘱理由の通知及び弁明の機会の付与				○	
	第14条	地域交通安全活動推進委員協議会に対する報告又は資料の提出の要求				○	
	第15条	地域交通安全活動推進委員協議会に対する改善措置の勧告			○		
交通安全活動推進センターに関する規則 (平成10年国家公安委員会規則第3号)	第1条第1項	県センターの指定を受けようとする法人からの申請の受理				○	
	第2条	指定の公示				○	
	第3条第1項	名称等の変更届出の受理				○	
	第3条第2項	名称等の変更の公示				○	
	第3条第3項	書類内容の変更届出の受理				○	
	第7条第1項	事業計画書及び収支予算書の受理				○	
	第7条第2項	事業報告書及び収支決算書の受理				○	
	第7条第3項	財産の状況又は事業の運営に関する報告又は資料の提出の要求				○	
	第8条	交通事故相談員等の解任の勧告			○		
	第9条	指定の取消しの公示				○	
	第10条第1項	県センターとの密接な連絡				○	
	第10条第2項	県センターに対する円滑な				○	

		運営に係る配慮					
特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規則（令和5年鹿児島県公安委員会規則第17号）	第4条	講習結果の報告の受理				○	
	第5条第1項	弁明の機会の付与				○	
自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規則（平成27年鹿児島県公安委員会規則第17号）	第11条	講習結果の報告の受理				○	
	第12条第1項	弁明の機会の付与				○	
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	第4条	自動車運転代行業の認定				○	
	第5条第1項	認定申請書の受理				○	○
	第5条第2項	認定の通知及び認定証の交付				○	
	第5条第3項	自動車運転代行業の認定の拒否及び通知		○			
	第5条第4項	認定及び認定の拒否に係る知事との協議				○	
	第5条第5項	認定証の再交付申請の受理				○	○
		認定証の再交付				○	
	第7条第1項	自動車運転代行業の認定の取消し	○				
	第7条第2項	認定の取消しに係る知事との協議				○	
	第8条第1項	変更届出書の受理				○	○
	第8条第2項	変更届出に係る知事への通知				○	
	第8条第3項	変更届出に係る認定証の書換え				○	
	第9条第1項	返納された認定証の受理				○	○
	第9条第2項	返納された認定証の受理				○	○
	第9条第3項	認定証の返納に係る知事への通知				○	

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分等に関する取扱	第19条第 1 項において読替え後の道路交通法第74条の 3 第 6 項	自動車運転代行業者に対する安全運転管理者等の解任の命令	○				
	第21条第 1 項	自動車運転代行業者に対する報告若しくは資料の提出の要求又は営業所への立入検査				○	○
	第22条第 1 項	自動車運転代行業者に対する必要な措置に係る指示及び知事への通知				○	
	第22条第 2 項	知事の指示に係る通知の受理				○	
	第23条第 1 項	自動車運転代行業者に対する営業の停止命令	○				
	第23条第 2 項	知事からの営業の停止命令の要請の受理				○	
	第23条第 3 項	営業の停止命令に係る知事との協議				○	
	第24条第 1 項	自動車運転代行業の営業の廃止命令	○				
	第24条第 2 項	営業の廃止命令に係る知事との協議				○	
	第25条第 1 項	処分移送通知書の送付				○	
	第25条第 2 項	処分移送通知書の受理				○	
	第25条第 2 項第 1 号	処分移送通知書による自動車運転代行業者に対する必要な措置に係る指示				○	
	第25条第 2 項第 2 号	処分移送通知書による自動車運転代行業者に対する営業の停止命令	○				
	第25条第 2 項第 3 号	処分移送通知書による自動車運転代行業の営業の廃止命令	○				
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分等に関する取扱	第 3 条	取消事案上申書等の受理				○	
	第 5 条第 1 項	認定の取消しに係る聴聞の実施				○	

第 1 編 公安委員会 鹿児島県公安委員会事務決裁規程

規程（平成14年鹿児島県公安委員会規程第5号）	第6条	認定取消決定通知書等の署長への送付				○	
	第7条第2項	認定取消執行報告書の受理				○	
	第8条	指示対象行為上申書等の受理				○	
	第9条第1項	指示に係る弁明の機会の付与				○	
	第10条	指示決定通知書等の署長への送付				○	
	第11条第2項	指示執行報告書の受理				○	
	第11条の2	注意対象事案上申書の受理				○	
	第14条	営業停止対象事案上申書の受理				○	
	第15条第1項	営業の停止命令に係る処分基準に基づく処分の量定				○	
	第16条第1項	営業停止命令に係る聴聞の実施				○	
	第17条	営業停止命令決定通知書等の署長への送付				○	
	第18条第2項	営業停止命令執行報告書の受理				○	
	第19条	知事からの営業の停止命令の要請に係る処分基準に基づく処分の量定				○	
	第20条	営業廃止対象事案の上申書等の受理				○	
	第22条	営業廃止命令に係る聴聞の実施				○	
	第23条	営業廃止命令決定通知書等の署長への送付				○	
	第24条第2項	営業廃止命令執行報告書の受理				○	
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則（平成25年鹿児島県公安委員会規則第7号）	第3条	公表の内容の決定	○				

交通指導課

公安委員会の権限に属する事務			決裁・専決区分				
			決裁	専決			
根拠法令	条項号	事務の内容	公安委員会	本部長	部長	課長等	署長
道路交通法（以下「道交法」という。）	第22条の2第1項	最高速度違反行為に係る車両の使用者に対する指示				○	
	第51条の4第3項	標章取付けに関する警察署長からの報告の受理				○	
	第51条の4第4項	放置違反金の納付命令				○	
	第51条の4第6項	弁明書の通知				○	
	第51条の4第7項	掲示による弁明書の通知				○	
	第51条の4第10項	公示による放置違反金の納付命令				○	
	第51条の4第12項	仮納付金の納付者への返還				○	
	第51条の4第13項	放置違反金の督促と延滞金の徴収				○	
	第51条の4第14項	放置違反金等の徴収			○		
	第51条の4第16項	放置違反金納付命令の取消し				○	
	第51条の4第17項	放置違反金納付命令取消しの通知と放置違反金等の還付				○	
	第51条の5第1項	使用者等に対する報告又は資料提出の要求				○	
	第51条の5第2項	官公庁等への照会及び協力の要請				○	
	第51条の6第1項	国家公安委員会への報告				○	
	第51条の8第4項	法人の登録				○	

第51条の8第6項	法人の登録の更新				○	
第51条の9	登録を受けた法人に対する適合命令	○				
第51条の10	登録を受けた法人の登録の取消し	○				
第51条の11第1項	登録を受けた法人に対する必要な報告の要求				○	
第51条の13第1項	駐車監視員資格者証の交付				○	
第51条の13第2項	駐車監視員資格者証の返納命令	○				
第51条の15第1項	放置違反金関係事務の委託				○	
第58条の4	過積載車両に係る使用者に対する指示				○	
第66条の2第1項	過労運転に係る車両の使用に対する指示				○	
第75条第2項	下命・容認に係る自動車の使用制限命令	○				
第75条第3項	監督する行政庁の意見の聴取				○	
第75条第4項	聴聞の実施				○	
第75条第5項	聴聞の期日、場所等の通知及び公示				○	
第75条第8項	聴聞の参考人又は関係人の出頭の要求及び意見の聴取				○	
第75条第9項	使用制限書の交付及び標章の貼付け				○	○
第75条第10項	標章除去申請の受理及び除去					○
第75条の2第1項	反復違反に係る自動車の使用制限命令	○				
第75条の2第2項	放置違反金納付命令に係る車両の使用制限命令	○				
第75条の2第3項において準用	監督する行政庁の意見の聴取				○	

	する第75条第3項						
	第75条の2第3項において準用する第75条第4項	聴聞の実施				○	
	第75条の2第3項において準用する第75条第5項	聴聞の期日、場所等の通知及び公示				○	
	第75条の2第3項において準用する第75条第8項	聴聞の参考人又は関係人の出頭の要求及び意見の聴取				○	
	第75条の2第3項において準用する第75条第9項	使用制限書の交付及び標章の貼付け				○	○
	第75条の2第3項において準用する第75条第10項	標章除去申請の受理及び除去					○
	第75条の2の2第2項	使用者に対する報告又は資料提出の要求				○	
	第108条の34	使用者に対する通知				○	
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	第19条第1項において読替え後の道交法第22条の2第1項	最高速度違反行為に係る車両の自動車運転代行業者に対する指示				○	
	第19条第1項において読替え後の道交法第58条の4	過積載車両に係る自動車運転代行業者に対する指示				○	
	第19条第1項において読替え後の道交法第66条の2第1項	過労運転に係る車両の自動車運転代行業者に対する指示				○	
	第19条第1項において読替え後の道交法第75条	下命・容認に係る自動車運転代行業者等の自動車の使用制限命令	○				

第1編 公安委員会 鹿児島県公安委員会事務決裁規程

道路交通法の規定に基づく自動車の使用制限及び指示に関する取扱規程（平成6年鹿児島県公安委員会規程第4号）	第2項								
	第19条第1項において読替え後の道交法第75条第9項	使用制限書の交付及び標章の貼付け						○	○
	第19条第1項において読替え後の道交法第75条第10項	標章除去申請の受理及び除去						○	
	第19条第1項において読替え後の道交法第75条の2第1項	反復違反に係る自動車運転代行業者における自動車の使用制限命令	○						
	第19条第1項において読替え後の道交法第75条の2第2項	自動車運転代行業者における放置違反金納付命令に係る車両の使用制限命令	○						
	第3条	自動車使用制限事案上申書の受理						○	
	第4条	自動車使用制限事案移送通知書の移送						○	
	第5条	処分の量定						○	
	第6条第1項	報告又は資料提出の要求						○	
	第6条第2項	報告・資料提出結果報告書の受理						○	
	第8条第4項	権利放棄書の受理						○	
	第9条	使用制限書等の送付						○	
	第10条第2項	自動車使用制限処分執行報告書の受理						○	
	第10条第3項	自動車使用制限処分の九州運輸局長への通知						○	
	第11条第1項	他都道府県警察への処分の執行依頼						○	
	第11条第3項	他都道府県警察から処分の執行依頼を受けた場合における使用制限書等の送付						○	
	第11条第5項	自動車使用制限処分執行通報書による通報						○	

	第13条	指示対象行為上申書の受理				○	
	第14条	報告及び資料の提出要求				○	
	第15条	意見の聴取				○	
	第16条第1項	弁明の機会の付与				○	
	第16条第3項	弁明通知書の受領に係る報告の受理				○	
	第18条第1項	指示決定通知書等の送付				○	
	第18条第3項	指示結果報告書の受理				○	
鹿児島県暴走族等の追放の促進に関する条例（平成14年鹿児島県条例第82号）	第14条第1項	重点区域の指定	○				
	第14条第2項	重点区域を指定する場合の関係市町村長の意見の聴取				○	
	第14条第4項	重点区域の解除	○				
	第14条第5項において準用する同条第2項	重点区域の指定を解除する場合の関係市町村長の意見の聴取				○	
確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）	第2条第1項	登録申請書の受理					○
	第2条第3項	登録の更新申請の受理					○
	第6条	駐車監視員資格者講習の実施の公示				○	
	第7条第1項	駐車監視員資格者講習受講申込書の受理					○
	第8条	駐車監視員資格者講習の実施				○	
	第9条第1項	駐車監視員資格者講習修了証明書の交付				○	
	第9条第2項	駐車監視員資格者講習修了証明書の再交付申請書の受理及び再交付				○	○
	第10条第1項	駐車監視員資格者講習修了者と同等以上の技能及び知識を有する者の認定				○	
	第10条第2項	認定申請書の受理					○
	第10条第4項	認定書の交付				○	
	第10条第5項	認定書の再交付申請書の受理及び再交付				○	○
	第11条第1項	駐車監視員資格者証の交付申請書の受理					○

第1編 公安委員会 鹿児島県公安委員会事務決裁規程

	第13条第1項	駐車監視員資格者証の書換え交付申請書の受理及び書換え交付				○	○
	第13条第2項	駐車監視員資格者証の再交付申請書の受理及び再交付				○	○
	第14条第1項	駐車監視員資格者証の返納命令書の交付				○	
	第14条第2項	駐車監視員資格者証の受理				○	
確認事務の委託法人の登録手続等に関する規則（平成17年鹿児島県公安委員会規則第12号）	第3条	登録又は登録の更新の結果の通知				○	
	第8条	駐車監視員資格者証の不交付の通知				○	
登録法人に対する適合命令及び登録の取消し並びに駐車監視員資格者証の返納命令に関する取扱規則（平成17年鹿児島県公安委員会規則第13号）	第2条	行政処分上申の受理				○	
放置違反金納付命令に係る車両の使用制限命令に関する規則（平成18年鹿児島県公安委員会規則第19号）	第5条	車両使用制限命令事案報告書の受理				○	
	第6条	車両使用制限命令事案移送通知書の移送				○	
	第7条	処分の量定				○	
	第8条第2項	報告・資料提出結果報告書の受理				○	
	第10条第8項	権利放棄書の受理				○	
	第11条第3項	聴聞後の車両使用制限命令事案移送通知書等の当該都道府県警察への送付				○	
	第12条第5項	車両使用制限処分執行報告書の受理				○	
	第12条第6項	車両使用制限処分執行依頼書による執行依頼				○	
	第12条第7項	自動車使用制限処分執行通報書の受理				○	

交通規制課

公安委員会の権限に属する事務			決裁・専決区分				
			決裁	専決			
根拠法令	条項号	事務の内容	公安委員会	本部長	部長	課長等	署長
道路法（昭和27年法律第180号）	第47条の5第4項	歩行安全政策に関する道路管理者からの書類の受理				○	
	第47条の5第6項	歩行安全政策に関する道路管理者からの意見聴取の受理				○	
	第95条の2第1項	道路管理者からの意見聴取の受理（都市計画に関することに限る。）		○			
		道路管理者からの意見聴取の受理（都市計画に関することを除く。）				○	
		道路管理者からの意見聴取の受理（道路法第46条第1項及び第3項並びに第47条第3項に関することに限る。）					○
		道路管理者からの通知の受理（緊急やむを得ない場合に限る。）					○
	第95条の2第2項	道路管理者からの協議（区域の決定及び道路の指定に関することに限る。）			○		
		道路管理者からの協議（区域の決定及び道路の指定に関することを除く。）				○	
	第95条の2第2項において準用する第95条の2第1項	道路管理者からの通知の受理（緊急やむを得ない場合に限る。）				○	
道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）	第4条第2項	道路標識の設置				○	
	第4条第3項	道路標識の設置				○	
車両制限令（昭和36	第11条第2項	道路管理者からの意見聴取			○		

年政令第265号)		の受理（県外の道路と接続するものに限る。）					
		道路管理者からの意見聴取の受理（県外の道路と接続するものを除く。）				○	
駐車場法（昭和32年法律第106号）	第3条第2項	知事からの意見聴取の受理				○	
	第4条第3項	市町村からの意見聴取の受理				○	
	第4条第4項	市町村からの通知の受理					○
	第5条第2項	地方公共団体の長からの意見聴取の受理				○	
駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）	第7条第3項	国土交通大臣からの自動車の出入口に関する協議及び意見聴取の受理					○
駐車場法施行規則（平成12年運輸省・建設省令第12号）	第22条第2項	地方整備局長からの自動車の出入口に関する協議及び意見聴取の受理					○
自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）	第19条	自動車ターミナル事業の許可に関する国土交通大臣からの意見聴取の受理				○	
		一般自動車ターミナルの位置、規模、構造又は設備の変更の許可に関する国土交通大臣からの意見聴取の受理					○
自動車ターミナルの位置、構造及び設備の基準を定める政令（昭和34年政令第320号）	第4条第3項	国土交通大臣からの自動車ターミナルの出入口に関する協議の受理					○
	第6条第1項	国土交通大臣からの自動車ターミナルの誘導車路又は操車場所に関する協議の受理					○
道路交通法	第4条第1項	信号機の新設及び廃止並びに標識等による交通規制の実施及び廃止	○				
		標識等による交通規制の実施及び廃止（警察庁の示す「交通規制基準」に適合するものに限る。）				○	
		信号機及び道路標識等の管					○ ○

	理					
	交通規制の効力に新たな義務が生じない町名変更（住居表示変更を含む。）、路線名変更等に伴う交通規制の実施				○	
	道路標識等を設置して行った交通規制の効力の一時停止（ただし1か月を超えないものに限る。）					○
第5条第2項	信号機の設置又は管理に係る事務の政令で定める者への委任		○			
第45条第1項	駐車許可に係る定め	○				
第45条第3項	交通がひんばんでないと認めて指定した区域の指定	○				
第45条の2第2項	高齢運転者等標章の交付申請の受理及び高齢運転者等標章の交付					○
第45条の2第3項	高齢運転者等標章の再交付申請の受理及び高齢運転者等標章の再交付					○
第45条の2第4項	返納された高齢運転者等標章の受理					○
第49条第1項	パーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備の設置				○	
	パーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備の管理				○	○
第49条第2項	駐車適正を確保するために必要な措置				○	
第49条第3項	パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の管理に関する事務の委託並びに駐車適正を確保するために必要な措置に関する事務の委託				○	
第57条第2項	軽車両の乗車人員又は積載重量等の制限	○				

第59条第2項	けん引の許可				○	
第59条第3項	許可証の交付				○	
第60条	自動車以外の車両によるけん引の制限	○				
第77条第1項第4号	一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為の定め	○				
第109条の2第2項	内閣府令で定める者への交通情報の提供に係る事務の委託				○	
第110条第1項	国家公安委員会による指示の受理			○		
第110条第2項	国家公安委員会による指示の受理			○		
第110条の2第1項	特定の交通規制の手続			○		
	知事その他関係地方公共団体の長に対する交通公害に関する資料提出の要求				○	
第110条の2第2項	自動車の通行を禁止しようとする場合における知事及び関係地方行政機関の長等の意見の聴取				○	
第110条の2第3項	交通の規制を行う場合における当該規制の適用される道路管理者の意見の聴取					○
	緊急に交通の規制を行う場合における道路管理者に対する交通の規制に係る事項の通知					○
第110条の2第4項	高速自動車国道等について、交通の規制を行おうとする場合における当該道路の管理者に対する協議			○		
第110条の2第4項において準用する第110条の2第3項	高速自動車国道等について、交通の規制を行おうとする場合における当該道路の管理者に対する交通の規制に			○		

		係る事項の通知（緊急を要するためやむを得ない場合に限る。）					
	第110条の2第5項	路上駐車場が設けられている道路の部分における停車及び駐車又は駐車を禁止しようとする場合の路上駐車場を設置した地方公共団体の意見の聴取				○	
		路上駐車場が設けられている道路の部分における停車及び駐車又は駐車を緊急に行う場合の当該禁止した旨及び禁止の期間の通知				○	
	第110条の2第6項	路上駐車場が設けられている道路の部分について時間制限駐車区間として指定しようとする場合の路上駐車場を設置した地方公共団体の意見の聴取				○	
	第110条の2第7項	駐車場整備地区内における時間制限駐車区間を指定しようとする場合の駐車場整備計画を定めた市町村の意見の聴取				○	
	第111条第1項	道路における交通量、車両等の通行の経路その他道路の交通に関し必要な事項の調査				○	
	第111条第3項	調査を行った場合において道路管理者又は関係行政庁に対し行う意見を付したその調査結果の通知				○	
道路交通法施行令	第6条第3号	車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない事情の定め	○				
	第22条第1項第3号ハ	自動車の積載物の高さの制限	○				
		通行に支障がないと認める道路の認定				○	

第1編 公安委員会 鹿児島県公安委員会事務決裁規程

道路交通法施行規則	第6条の3の3	高齢運転者等標章の記載事項の変更届出の受理					○
	第6条の8	パーキング・メーター等の管理等の委託に係る者の認定				○	
	第10条第3項	道路使用許可申請書の添付書類の定め				○	
	第38条の7第2項	交通情報の提供に係る事務を行うのに必要かつ適切な組織等の認定				○	
鹿児島県道路交通法施行細則	第6条第2項	通行標章の交付申請の受理					○
	第6条第4項	通行標章の交付					○
	第6条第7項	通行標章の返納命令					○
	第6条第8項	返納された標章の受理					○
災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）	第48条第2項	防災訓練を実施する場合における歩行者又は車両の通行の禁止又は制限				○	○
	第76条第1項	緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限			○		
	第76条第2項	通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項を周知させるための措置				○	○
	第76条の4第1項	災害時における車両の移動等の道路管理者等への要請			○		
	第76条の5	国家公安委員会の通行禁止等に関する指示の受理			○		
災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対令」という。）	第20条の2第1項	防災訓練のための通行の禁止又は制限をする場合の標示の設置				○	○
	第20条の2第2項	防災訓練のための通行の禁止又は制限をする場合の回路の明示				○	○
	第20条の2第3項	防災訓練のための通行の禁止又は制限をする場合の道路管理者に対する意見の聴取				○	○
	第20条の2第4項	防災訓練のための通行の禁止又は制限をする場合の関係都道府県公安委員会への通知及び関係都道府県公安				○	

		委員会からの通知の受理					
	第20条の2第5項	防災訓練のための通行の禁止又は制限をする場合の広報				○	○
	第32条第1項	緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限を行うための標示の設置				○	○
	第32条第2項	道路管理者への通知				○	○
	第32条第3項	関係都道府県公安委員会への通知及び関係都道府県公安委員会からの通知の受理				○	
	第33条第1項	緊急通行車両であることの確認				○	○
	第33条第2項	標章及び証明書の交付				○	○
	第33条の3	災害時における車両の移動等（災対法第76条の6第1項）の道路の区間及び理由に関する道路管理者等からの通知の受理				○	○
原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）	第28条第2項	災対法第76条第1項の規定の法による緊急通行車両以外の歩行者又は車両の通行の禁止又は制限			○		
原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）	第8条第2項	災対令第32条第1項の規定の令による緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限するための標示の設置				○	○
		災対令第32条第2項の規定の令による道路管理者への通知				○	○
		災対令第32条第3項の規定の令による関係都道府県公安委員会への通知及び関係都道府県公安委員会からの通知の受理				○	
		災対令第33条第1項の規定の令による緊急通行車両であることの確認				○	○
自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）	第8条	保管場所を確保していないおそれのある自動車に対する通知の受理				○	

号)	第9条第1項	自動車の運行供用の制限	○				
	第9条第2項	自動車運行供用制限の文書の交付及び標章の貼付け					○
	第9条第3項	保管場所確保の申告の受理					○
	第9条第4項	保管場所が確保されたことの確認					○
	第9条第5項	保管場所が確保されたことの確認の通知及び標章の除去					○
	第10条第1項	運行供用制限の聴聞				○	
	第12条	報告又は資料提出の要求				○	
	第13条第2項	運送事業用自動車の監督行政庁に対する通知				○	
共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）	第3条第3項	道路管理者からの意見聴取の受理				○	
交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和41年法律第45号）	第3条第2項	道路の指定に関する意見聴取の受理				○	
	第4条	特定交通安全施設等整備事業の実施			○		
	第5条第1項	特定交通安全施設等整備事業の実施計画の作成及び提出			○		
	第5条第3項において準用する第5条第1項	特定交通安全施設等整備事業の実施計画の変更及び提出			○		
交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行規則（昭和41年総理府・建設省令第1号）	第4条	特定交通安全施設等整備事業の実施計画の提出			○		
	第5条において準用する第4条	特定交通安全施設等整備事業の実施計画変更の提出			○		
大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）	第21条第1項	自動車排出ガスによる大気汚染の限度の超過に関する都道府県知事からの要請の受理				○	
	第23条第2項	気象状況の影響による急激な大気汚染が発生した場合における自動車排出ガスが起因する事態に関する都道府県知事からの要請の受理				○	

騒音規制法（昭和43年法律第98号）	第17条第 1 項	指定地域内における自動車騒音の限度の超過に関する市町村長からの要請の受理				○	
振動規制法（昭和51年法律第64号）	第16条第 1 項	道路交通振動の限度超過に関する市町村長の要請の受理				○	
振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）	第12条	道路交通振動の限度に関する都道府県知事等及び道路管理者との協議				○	
幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）	第 5 条第 3 項	沿道整備道路として指定する際の道路管理者との協議	○				
	第 7 条第 1 項	道路交通騒音を減少させるために必要と認められる措置				○	○
	第 7 条の 2 第 1 項	道路交通騒音の減少に関する計画の策定				○	
	第 7 条の 2 第 3 項	道路交通騒音の減少に関する計画の公表および都道府県知事への通知				○	
	第 8 条第 1 項	沿道整備協議会の設置				○	
電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第39号）	第 3 条第 2 項	道路管理者からの意見聴取の受理				○	
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）	第42条第 2 項	訓練を実施する場合における歩行者又は車両の通行の禁止又は制限				○	○
	第155条第 1 項	緊急通行車両以外の車両の通行の禁止		○			
	第155条第 2 項において準用する災害対策基本法第76条第 2 項	通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項を周知させるための措置				○	
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）	第 6 条	災対令第20条の 2 の規定の例による訓練のための通行の禁止又は制限をする場合の標示の設置				○	○
		災対令第20条の 2 の規定の例による訓練のための通行の禁止又は制限をする場合のう回路の明示				○	○

		災対令第20条の2の規定の例による訓練のための通行の禁止又は制限をする場合の道路管理者に対する意見の聴取				○	○
		災対令第20条の2の規定の例による訓練のための通行の禁止又は制限をする場合の関係都道府県公安委員会への通知及び関係都道府県公安委員会からの通知の受理				○	
		災対令第20条の2の規定の例による訓練のための通行の禁止又は制限をする場合の広報				○	○
	第39条	災対令第32条第1項の規定の例による緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限を行うための標示の設置				○	○
		災対令第32条第2項の規定の例による道路管理者への通知				○	○
		災対令第32条第3項の規定の例による関係都道府県公安委員会への通知及び関係都道府県公安委員会からの通知の受理				○	
		災対令第33条第1項の規定の例による緊急通行車両であることの確認				○	○
		災対令第33条第2項の規定の例による緊急通行車両の標章及び証明書の交付				○	○
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）	第24条の2第6項	移動等円滑化促進方針に関する意見			○	
		第24条の2第7項	移動等円滑化促進方針の受理			○	
		第24条の2第10項において準用する第24条の2第6項	移動等円滑化促進方針の変更に関する意見			○	

第24条の2第10項において準用する第24条の2第7項	変更した移動等円滑化促進方針の受理				○	
第24条の4第3項	協議会を行う旨の通知の受理				○	
第24条の4第4項	協議への対応				○	
第25条第7項	基本構想の作成に関する市町村からの協議の受理				○	
第25条第8項	基本構想案の作成及び市町村への提出				○	
第25条第10項において準用する第24条の2第7項	基本構想の受理				○	
第25条第11項において準用する第25条第7項	基本構想の変更に関する市町村からの協議の受理				○	
第25条第11項において準用する第25条第8項	基本構想案の変更及び市町村への提出				○	
第25条第11項において準用する第24条の2第7項	変更した基本構想の受理				○	
第26条第3項	協議会を行う旨の通知の受理				○	
第26条第4項	協議への対応				○	
第27条第1項第1号	基本構想の作成又は変更の提案並びに基本構想案の作成及び提示				○	
第31条第4項	道路特定事業計画に関する道路管理者からの意見聴取の受理				○	
第31条第6項	道路特定事業計画の受理				○	
第31条第7項において準用する第31条第4項	道路特定事業計画の変更に関する道路管理者からの意見聴取の受理				○	
第31条第7項において準用する	道路特定事業計画の変更の受理				○	

	第31条第6項						
	第36条第1項	交通安全特定事業計画の作成及び実施			○		
	第36条第4項	交通安全特定事業計画に関する市町村及び道路管理者に対する意見の聴取				○	
	第36条第5項	交通安全特定事業計画の公表及び送付			○		
	第36条第6項において準用する第36条第4項	交通安全特定事業計画の変更に関する市町村及び道路管理者に対する意見の聴取				○	
	第36条第6項において準用する第36条第5項	交通安全特定事業計画の変更の公表及び送付			○		
中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）	第9条第8項	基本計画への道路占用許可特例（法第9条第4項）に関する事項を定める際の協議				○	
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「地域公共交通活性化法」という。）	第5条第7項	地域公共交通網形成計画の作成に係る協議				○	○
	第5条第8項	地域公共交通網形成計画の作成後の受理				○	○
	第5条第10項	地域公共交通網形成計画の変更時に係る協議及び計画の受理				○	○
	第8条第3項	軌道運送高度化実施計画に関する意見聴取の受理				○	
	第8条第5項	軌道運送高度化実施計画の受理				○	
	第13条第3項	道路運送高度化実施計画に関する意見の受理				○	
	第13条第5項	道路運送高度化実施計画の受理				○	
	第14条第4項	道路運送高度化実施計画の認定に関する国土交通大臣からの意見聴取の受理				○	
	第27条の2第4項	地域公共交通再編実施計画に関する意見聴取の受理				○	
	第27条の2第5項	地域公共交通再編実施計画の受理				○	

	第27条の3第4項	地域公共交通再編実施計画の認定に関する国土交通大臣からの意見聴取の受理				○	
	第30条第5項	新地域旅客運送事業計画の認定に関する意見聴取の受理				○	
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、地域公共交通再編実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令（平成19年内閣府・国土交通省令第2号）	第1条	書面の受理				○	
	第2条	意見の提出				○	
	第4条	認定に関する処分の通知の受理				○	
	第5条	道路運送高度化実施計画の変更（地域公共交通活性化法第14条第6項）、地域公共交通再編実施計画の変更（地域公共交通活性化法第27条の3第5項）、新地域旅客運送事業計画の変更（地域公共交通活性化法第30条第6項）に係る認定申請時における書面の送付受理、意見の提出、意見を聴く必要がない場合、処分の通知の受理				○	
	第17条第3項	区域計画に国家戦略道路占用事業を定める際の協議及び同意				○	
都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）	第46条第11項	都市再生整備計画の施設等の設置に関する事項（第46条第10項）を記載する際の協議				○	
	第46条第20項	都市再生整備計画の変更に付き施設等の設置に関する事項（第46条第11項）を記載する際の協議				○	
	第81条第6項	立地適正化計画につき駐車場配置適正化区域等（第81条第5項）を記載する際の協議				○	
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号。以下	第4条第7項	国土交通大臣からの総合効率化計画に係る意見聴取の受理				○	

「物流総合効率化法」という。)							
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく総合効率化計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令（平成28年内閣府・国土交通省令第3号）	第1条	国土交通大臣からの総合効率化計画の認定申請に係る書面の受理				○	
	第2条	総合効率化計画の認定申請に係る意見の提出				○	
	第4条	認定申請に関する処分意見の通知受理				○	
	第5条	総合効率化計画の変更に係る認定申請（物流総合効率化法第5条1項）に関する書面の受理、意見の提出、処分意見の通知受理				○	
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）	第7条第5項第4号	低炭素まちづくり計画作成に関する市町村との協議				○	○
	第26条第5項	軌道利便増進実施計画を認定する際の国土交通大臣からの意見聴取の受理				○	
	第29条第4項	道路運送利便増進実施計画を認定する際の国土交通大臣からの意見聴取に対する意見聴取の受理				○	
都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく軌道利便増進実施計画及び道路運送利便増進実施計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令（平成24年内閣府・国土交通省令第3号）	第1条	書面の受理				○	
	第2条	意見の提出				○	
	第4条	処分の通知の受理				○	
	第5条において準用する第1条	道路運送利便増進実施計画の変更に係る認定の申請における意見聴取の受理				○	
	第5条において準用する第2条	変更に係る意見の提出				○	
	第5条において準用する第4条	変更に係る処分の通知の受理				○	
路線を定める自動車運送事業の免許申請事案の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する協定（昭和40年福陸自第5010号の2）		意見聴取の受理				○	